

宝塚市障害者差別解消に関する条例(案)についての意見 と市の考え方の公表について

宝塚市では、「宝塚市障害者差別解消に関する条例（案）」の趣旨や内容等について、広く公表し、条例（案）に市民の皆様からの意見を反映するため、意見募集（パブリック・コメント）を実施しました。

その結果、市民等の皆様から次のとおり意見をいただきましたので、意見の内容とそれに対する市の考え方を公表します。

この度は、貴重な意見をお寄せいただき、誠にありがとうございました。

1 意見の募集期間 ※募集期間は終了しました。

平成 28 年（2016 年）8 月 8 日（月）から平成 28 年（2016 年）9 月 7 日（水）まで

2 意見の募集内容（概要）

障害を理由とする差別の解消に関して基本理念を定め、市、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、障害を理由とする差別を解消するための施策を定めることにより、障害を理由とする差別の解消を推進し、障害がある人の人権を尊重し、障害の有無に関わらず、住みよい地域社会を実現することを目的とした宝塚市障害者差別解消に関する条例（案）について、意見を募集しました。

3 パブリック・コメントの実施結果

(1) 意見提出者数 7 人

（内訳）ファクシミリ	2 人
電子メール	1 人
郵送	1 人
持参	3 人

(2) 提出意見数 26 件

(3) 意見の内容と市の考え方及び見直しの結果

（内訳）条例案に反映した意見	0 件
条例案に反映しなかった意見	26 件
その他	0 件

詳細は別紙「宝塚市障害者差別解消に関する条例（案）」に対するパブリックコメント手続きに基づく意見募集の結果一覧表のとおり

(4) パブリック・コメント手続き以外での修正内容

別紙「宝塚市障害者差別解消に関する条例(案)」に対するパブリック・コメント手続き以外での修正内容一覧表のとおり

4 意見と市の考え方の公表期間

平成28年(2016年)11月11日(金)から平成28年(2016年)12月12日(月)まで

5 お問い合わせ先

〒665-8665 (住所記載不要) 市役所健康福祉部福祉推進室障害福祉課

電話番号 0797-77-2077

ファクシミリ 0797-72-8086

電子メールアドレス m-takarazuka0046@city.takarazuka.lg.jp